

(1) 令和元年9月24日 火曜日

宮城県公報

行
県
發
宮
(總務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区宮本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告示

ページ

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定
- 農用地利用配分計画の認可
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立
- 道路の供用開始
- 保安林の指定の解除
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出
- 土地改良区の定款変更の認可
- 土地改良区役員の退任の届出
- 開発行為に関する工事の完了
- 企業局
 - 企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程
- 選舉管理委員会
 - 政治団体の届出
 - 政治団体の解散届
 - 政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成三十一年分)
 - 政治団体の収支報告書の要旨の公表 (令和元年分)
 - 資金管理団体の届出事項の異動届
 - 資金管理団体の届出事項の異動届

五 五 五 五 五 四 四 三 三 三 三 二 二 一

(仙台地方振興事務所)
(道 路 課)
(森林整備課)
(水産業振興課)
(農業振興課)

(同)
(北部地方振興事務所)

(建築宅地課)

- 宮城県告示第七百七十七号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十条第一号の規定により告示する。
- 令和元年九月二十四日
- 宮城県告示第七百七十八号
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第二百二十一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。
- 令和元年九月二十四日
- 一 農用地利用配分計画の概要
別冊のとおり
- 二 認可年月日
令和元年九月二十四日
- 宮城県告示第七百七十九号

六 五

公安委員会

- 道路交通法第五十一条の十三第一項第一号イに規定する駐車監視員資格者講習の実施について
- 正誤

○宮城県公報第一七号（令和元年七月一日付け）中

告示

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類
○四一二八〇〇一七九	ニチイケアセンターエナカ郡いだ町字町裏	居宅介護・訪問介護・同行援護
トビビル一〇二	加美郡加美町字アシス	株式会社二子イ学館
		一日 令和元年九月一日

宮城県知事 村井嘉浩

宮城県知事 村井嘉浩

一 農用地利用配分計画の概要
別冊のとおり

二 認可年月日

令和元年九月二十四日

○宮城県告示第七百七十九号

五 五 五 五 五 四 四 三 三 三 三 二 二 一

第39号 令和元年9月24日 火曜日 宮城県公報 (2)

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、鳴瀬加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

令和元年九月二十四日

○宮城県告示第七百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年九月二十四日

解除に係る保安林の所在場所

気仙沼市唐桑町欠浜一五四の二から一五四の四まで

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

批定理田の酒

卷之三

周易

その関係図面は、命

木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月二十四日

宮城縣知事
村井嘉浩

種類	道路類
路線名	供用開始の区間
供用開始年月日	
令和元年 九月二十六日 午前十一時	同郡同町坂元字新大檜五一番地先から 亘理郡山元町坂元字磯作五六番地先から 相馬亘理線
県道	

○宮城県告示第七百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、富谷北部土地改良委員の就任及び退任について、次のとおり届出があつた。

令和元年九月二十四日

一 就任した者

宮城県仙台地方振興事務所

所長山口浩

就任年月日	氏名	住所
令和元年六月十四日	浅野鐵夫	富谷市一ノ関段ノ沢十一番地
令和元年六月十四日	佐藤克彦	富谷市二ノ関内ノ目五十五番地
令和元年六月十四日	早坂幸道	富谷市三ノ関馬場沢下百八番地
令和元年六月十四日	佐々木惣一郎	富谷市志戸田三ヶ森十四番地
令和元年六月十四日	熊谷和美	富谷市西成田白鳥六番地
令和元年六月十四日	大内利勝	黒川郡大和町落合舞野字仁和多利八 十六番地
令和元年六月十四日	赤間良一	黒川郡大和町宮床字山崎七番地の二
令和元年六月十四日	鎌田勲	黒川郡大和町小野字白久保三十四番
令和元年六月十四日	熊谷吉之	黒川郡大和町宮床字仁田百十六番地
令和元年六月十四日	北目善一郎	富谷市富谷新町十五番地
令和元年六月十四日	高橋信一	黒川郡大和町落合舞野字上舞野西二 十六番地
退任年月日	氏名	住所
令和元年五月三十一日	相澤良悦	富谷市志戸田三ヶ森六番地
令和元年六月十三日	浅野忠美	黒川郡大和町宮床字中原百四十五番 地番地
令和元年六月十三日	千葉功	黒川郡大和町宮床字高屋敷五十番地
令和元年六月十三日	理事	理事
令和元年六月十三日	理事	監事
令和元年六月十三日	理事	監事
令和元年六月十三日	役職名	役職名

令和元年六月十三日	浅野 鐵夫	富谷市一ノ関段ノ沢十二番地
令和元年六月十三日	佐藤 克彦	富谷市二ノ関内ノ目五十五番地
令和元年六月十三日	早坂 幸道	富谷市三ノ関馬場沢下百八番地
令和元年六月十三日	佐々木 惣一郎	富谷市西成田白鳥六番地
令和元年六月十三日	大内 利勝	黒川郡大和町落合舞野字仁和多利八十六番地
令和元年六月十三日	熊谷 吉之	黒川郡大和町小野字白久保三十四番地
令和元年六月十三日	北目 善一郎	富谷市富谷新町十五番地
	監事	理事
	理事	理事
	理事	理事

○宮城県告示第七百八十三号

富谷北部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五条）第三十条第二項の規定により、令和元年九月九日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和元年九月二十四日

○宮城県告示第七百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五条）第十八条第十七項の規定により、色麻土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があつた。

令和元年九月二十四日

退任年月日	氏名	住所
令和元年九月五日	鈴木 正行	加美郡色麻町黒沢字土利壇十九番地
	理事	役職名

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和元年九月二十四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

角田市角田字中島下五百十九番一、五百二十番
三番一、五百二十四番一、五百二十二番一、五百
二十六番一、五百二十七番一、五百七十三番、五
百七十五番一、五百七十七番、五百六十一番一の
地先の水の一部

宮城県知事 村井嘉浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県公営企業管理者 櫻井雅之
株式会社ヤマザワ

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第十二号

企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和元年九月二十四日

宮城県公営企業管理者 櫻井雅之

企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程

企業局固定資産等管理規程（昭和六十三年宮城県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「企業局処務規程」の下に「（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第二号）」を加える。

第二十八条第一項第一号中「五・六七パーセント」を「五・九四パーセント」に改め、同項第二号中「十一・九七パーセント」を「十二・五四パーセント」に改め、同項第三号中「一・〇八」を「一・一」に改める。

別表第一構築物及び船舶等の動産の項中「一・〇八」を「一・一」に改め、同表備考第八号中「一・一六パーセント」を「一・二パーセント」に、「三・二四パーセント」を「三・三パーセント」に、「一・六二パーセント」を「一・六五パーセント」に、「四・三三パーセント」を「四・四パーセント」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この管理規程は、令和元年十月一日から施行する。
(経過措置)

2 この管理規程の施行の日前に貸し付けた財産の貸付けに係る貸付料については、当該貸付けに係る契約の期間が満了するまでの間、なお従前の例による。

3 この管理規程の施行の日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

選挙管理委員会

○宮選管告示第百十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があつた。

令和元年九月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊東則夫

(一) 国會議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 の氏名 代表者会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

安部たかし松島後援会 奥山勝夫 鈴木絃子 宮城郡松島町磯崎字長田八〇一五 令和元年八月一日

大内けい子後援会 門馬八郎 門馬正一 柴田郡村田町大字沼辺字寄井一二 令和元年七月十七日

小野あきこ後援会 小野明子 小野光行 宮城郡亘理町字西郷二五九一九 令和元年八月十五日

おぶち洋一郎後援会 浅川紀明 小渕松美 宮城郡利府町花園三一九一 令和元年八月十六日

加藤博子後援会 伊藤紀代子 植田紗良 岩沼市土ヶ崎一一三一五 令和元年八月三十日

菅野マホ後援会 齋藤壽 菅野邦子 角田市角田字寺前一三九一三 令和元年八月一日

菊地利衛後援会 菊地利衛 菊地利衛 角田市花島字三森一三八 令和元年八月二十三日

さわい俊一後援会 沢井俊一 沢井清子 巨理郡亘理町字祝田四八 令和元年八月二十九日

鈴木あつし後援会 森俊博 門澤俊夫 巨理郡亘理町字中町二七 令和元年八月八日

○宮選管告示第百十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があつた。

令和元年九月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊東則夫

(一) 政黨の支部

政治団体の名称 の氏名 代表者異動事項 新 旧 異動年月日

自由民主党宮城県電結城澄雄 会計責任者の氏名 太田守 渋谷悦男 令和元年八月一日

気通信支部 佐藤一郎 令和元年八月二十三日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 の氏名 代表者異動事項 新 旧 異動年月日

荒川洋平後援会 荒川洋平 主たる事務所の所在地 二一七一 二 三月二十一日

さとう一郎後援会 八巻義信 佐藤一郎 令和元年八月二十三日

すずき新津男後援会 鈴木新津男 佐藤一郎 令和元年六月十二日

仙台歯科医師連盟 駒形守俊 仙台歯科医師連盟 佐藤一郎 令和元年八月二十三日

高橋けい後援会 時田久仁夫 佐藤一郎 令和元年八月二十三日

高橋けい後援会 時田久仁夫 佐藤一郎 令和元年八月二十三日

とうほく未来創生 熊谷一平 仙台歯科医師連盟 佐藤一郎 令和元年八月二十三日

岩沼市土ヶ崎一一三一五 仙台歯科医師連盟 佐藤一郎 令和元年八月二十三日

加藤博子後援会 伊藤栄喜 仙台歯科医師連盟 佐藤一郎 令和元年八月二十三日

つけた秀和七ヶ浜町 伊藤栄喜 仙台歯科医師連盟 佐藤一郎 令和元年八月二十三日

日本弁護士政治連盟 高橋春男 仙台歯科医師連盟 佐藤一郎 令和元年八月二十三日

仙台支部 伊藤栄喜 仙台歯科医師連盟 佐藤一郎 令和元年八月二十三日

ます和也後援会 枝和也 仙台歯科医師連盟 佐藤一郎 令和元年八月二十三日

代表者の 枝和也

杉本五郎

(5) 令和元年9月24日 火曜日

宮城県公報

		氏名	宮城県選挙管理委員会
		委員長	伊東則夫
守屋もりたけ後援会	守屋守武	主たる事務所の所在地	気仙沼市松崎片浜一〇六一六九下
備考	とうほく未来創生は主たる活動区域の異動により総務大臣届出に変更	令和元年八月二十五日	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治
○開選管告示第百十一号	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治	団体が解散した旨届出があった。	団体が解散した旨届出があった。
令和元年九月二十四日	令和元年九月二十四日	令和元年九月二十四日	令和元年九月二十四日
		宮城県選挙管理委員会	宮城県選挙管理委員会
		委員長 伊東則夫	委員長 伊東則夫
(一) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)	政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
おぶち洋一郎後援会	阿部哲	令和元年八月二十二日	おぶち洋一郎後援会
○開選管告示第百十三号	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。	宮城県選挙管理委員会	宮城県選挙管理委員会
令和元年九月二十四日	宮城県選挙管理委員会	委員長 伊東則夫	委員長 伊東則夫
(二) その他の政治団体	政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)	資本の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類
おぶち洋一郎後援会	報告年月日 31. 3. 5 (1. 8. 22解散)	林和也	宮城県議会議員
0	0	ます和也後援会	柴田郡大河原町字東新町四一
○開選管告示第百十六号	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。	令和元年九月二十四日	令和元年九月二十四日
令和元年九月二十四日	宮城県選挙管理委員会	委員長 伊東則夫	宮城県選挙管理委員会
1 収入総額	0	資本の届出をした者(代表者)の氏名	新
2 支出総額	0	資本の届出をした者(代表者)の氏名	旧
○開選管告示第百四十四号	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分(令和元年分)収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。	異動年月日	異動年月日
令和元年九月二十四日	令和元年九月二十四日	荒川洋平	荒川洋平後援会
0	0	主たる事務所の所在地	名取市闊上一一一七七一二
○開選管告示第百十七号	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分(令和元年分)収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。	名取市美田園四一	平成三十一年三月二十一日
令和元年九月二十四日	令和元年九月二十四日	守屋守武	守屋もりたけ後援会
0	0	主たる事務所の所在地	気仙沼市松崎片浜一〇六一六九下
0	0	主たる事務所の所在地	気仙沼市赤岩館下
0	0	令和元年八月二十五日	令和元年八月二十五日

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年九月二十四日

第39号 令和元年9月24日 火曜日 宮城県公報

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊東則夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一 医療法人宏人会木町病院、岩切病院の項を削る。

附 則

この告示は、令和元年九月二十四日から施行する。

○宮選管告示第百十八号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年九月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊東則夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一 気仙沼市立病院の項中「気仙沼市田中一八四番地」を「気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二」に改める。

別表第一の二介護老人保健施設グリーンヒルズの項中「塩竈市西玉川町一番一六号」を「塩竈市西玉川町一番二八号」に改める。

別表第二特別養護老人ホーム白東苑の項中「同 市太白区四郎丸字大宮二六番地の二」を「同 市

イ 写真 一枚

申込前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三〇センチメート

ル、横の長さ二・四センチメートルのもの

申込期間
令和元年十月一日（火）から同月三十一日（木）の午前九時から午後五時までの間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

この告示は、令和元年九月二十四日から施行する。

附 則

太白区四郎丸字大宮二六番地の三に改める。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第百十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の十三第一項第一号イに規定する駐車監視員

資格者講習等について、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）第六条の規定により、次のとおり実施する。

令和元年九月二十四日

一 實施日時

(一) 講習

令和元年十一月二十八日（木）及び同月二十九日（金）の二日間

各日午前八時四十五分から午後五時まで

(二) 修了考査

令和元年十二月六日（金）午前九時から午前十時まで

二 實施場所

(一) 講習

宮城県仙台市青葉区上杉三丁目三番二号 パレス宮城野

(二) 修了考査

講習場所に同じ

三 駐車監視員資格者講習の受講手続

(一) 申込書類

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 一通

駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）は、令和元年十月一日（火）から同月三十一日（木）の午前九時から午後五時までの間に、宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係及び宮城県内の各警察署交通課において配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に定める休日をいう。）を除く。

祝日（国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に定める休日をいう。）を除く。

イ 写真 一枚

申込前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三〇センチメート

ル、横の長さ二・四センチメートルのもの

申込期間
令和元年十月一日（火）から同月三十一日（木）の午前九時から午後五時までの間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(三) 申込先

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番二号

宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

(四) 申込方法

本籍、住所、氏名、生年月日、勤務先及び連絡先を記載した受講申込書を前記(三)の申込先に提出

出又は郵送すること。（郵送については、令和元年十月三十一日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

(五) 手数料

二万円分の宮城県収入証紙を受講申込書の裏面に貼付すること。

なお、受講手数料は、申込書類の受付後は返却しない。

四 講習時の携行品

(一) 駐車監視員資格者講習受講票（駐車監視員資格者講習日までに受講申込書に記載の住所あてに郵送する。）

(二) 筆記用具（講習用テキストは駐車監視員資格者講習日に配布する。）

五 合格発表

駐車監視員資格者講習修了考査終了後、当該修了考査会場において、合格者の受講番号を掲示する。

六 その他

(一) 駐車監視員資格者講習は、道路交通法第五十一条の十三第一項の駐車監視員資格者証の交付を受けるための講習であり、二日間（十四時間）の講習を受講後、修了考査（一時間）に合格した者に対して駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

(二) 駐車監視員資格者証の交付を申請しようとする者は、当該申請に係る交付手数料（九千九百円）が別途必要である。

(三) 駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、道路交通法第五十一条の十三第一項第二号に掲げるいづれかの事項に該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない。

(四) 駐車監視員資格者証の交付を受けても、道路交通法第五十一条の八第一項に規定する確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、駐車監視員として活動できない。

(五) 受講人数は、定員を四十名としているので、申込期間中であっても定員に達したときは、申込受付を締め切る場合がある。

七 受講に関する問い合わせ先

宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係
電話 ○二二一一二一一七一七一 内線五一四三

正 誤

○宮城県公報第一七号（令和元年七月一日付け）中

ページ 段 行

七 上 二二

特別養護老人ホーム八木山翠風園

特別養護老人ホーム八木山翠風園

誤